

第19回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 平成31年1月31日(木) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 11名

1番 橋 場 和 幸

2番 嵯 峨 弘 巳

3番 白 川 英 之

4番 谷 口 正 明

5番 白 川 俊 明

6番 百 々 栄 二

8番 阿 部 栄 子

10番 篠 原 弘

11番 堀 金 澄 恵

12番 新 井 功 仁 恵

13番 梅 原 順 一

4 出席職員 3名

事務局長 中 田 昌 浩

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について

日程第 7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 8 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第19回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ11名全員の出席でございます。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

本日は第19回総会に多数の御出席をいただきありがとうございます。また、今年初めてお会いする方もいらっしゃいますので、今年もどうぞよろしく願いたいと思います。

先ほど話題の中にありましたけれども、風邪やインフルエンザが猛威を振っておりますので、皆さま体調管理には十分気をつけていただきたいと思います。また、今年は正月からあまり積雪もなく穏やかな日々が続いておりますけれども、今後も穏やかな冬であってほしいと思っております。

さて、先日28日には札幌市で北海道農業者年金協議会主催の研修会、29日には農業委員会活動強化研修会に代理と局長と出席をしてきました。1日目も2日目も470から500人の参加があったと聞いておりますけれども、研修内容等についてはこのあとの会務報告で報告させていただきます。

平成31年につきましても、委員の皆さまは健康に留意され、町内の酪農発展のため15,000ヘクタールの農地が円滑に利用され、10万トン強の生乳生産がされるよう委員活動に御尽力をいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いたいと思います。

今総会には案件が2件といつもより少ないですけれども、よろしく御審議をお願いして、開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変御苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、1番橋場委員、2番嵯峨委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事 務 局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第 6 議案第 1 号農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第 1 号農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第 1 8 条第 1 項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第 2 号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より 6 ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。また、同条第 6 項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、3 件の届出でございますが、整理番号 1 は、茶内橋北東〇〇番地、〇〇〇氏が、茶内東〇線〇〇番地、〇〇 〇氏に賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内東〇線〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

次に整理番号 2 は、釧路市美濃〇〇線〇〇〇番の〇〇、〇〇 〇氏が、同じく〇〇 〇氏に賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は浜中基線〇番ほか

〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

次に整理番号3は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏が、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇氏に賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は西円朱別西〇〇線〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により平成〇〇年〇〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事の方から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから、議案第1号の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
します。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、賃貸借による権利の設定2件の許可申請でございますが、整理番号1は、茶内橋北東〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を茶内基線〇〇〇番〇、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定を行おうとするものでございます。

次に整理番号2は、釧路市美濃〇〇線〇〇〇番の〇〇、〇〇 〇氏所有地〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡に係るもので、この土地を同じく〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定を行おうとするものでございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農政係長 (詳細説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
整理番号1と2について、2番嵯峨委員お願いします。

嵯峨委員 整理番号1と2については、これまで〇〇さんが賃貸借をされていた土地ですが、今回の合意規約に伴いまして、〇〇〇〇さんが賃貸借を行うものでございます。

〇〇さんは現在親子2代で経営を行っており、労働力的にも機械の能力的にも十分確保されておりますし、当該農地は〇〇さんが使用している団地に隣接している土地でありまして、今後とも効率的に利用できるものと思われま

す。特に整理番号1の〇〇さんの農地につきましては、これまでも通作路として〇〇さんの農地を横断しなければ作業できないという実情もございましたので、今後〇〇さんが利用することが最も効率的であると思われま

すので、許可することに問題はないと思われま

議長 ありがとうございます。
それでは、これから、議案第2の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

日程第8 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長 次回総会日程につきましては、2月25日、月曜日、午前10時からを提案いたします。

事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、2月25日、月曜日、午前10時からということによろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、次回総会日程については、2月25日、月曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第19回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

御苦労さまでした。

閉会時刻 午前10時40分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅原 順一

浜中町農業委員会

1番 橋場 和幸

浜中町農業委員会

2番 嵯峨 弘巳

農地法第3条調査書

調査日：平成31年1月21日

第19回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号1 (賃貸借)

貸主	○ ○ ○ ○	借主	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	嵯峨委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため適用なし。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、地区担当農業委員が現地状況等を確認した。</p>			しない	

農地法第3条調査書

調査日：平成31年1月21日

第19回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号2 (賃貸借)

貸主	○ ○ ○	借主	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中田昌浩
調査員	嵯峨委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	借主は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	借主は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため適用なし。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	<p>本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。</p> <p>なお、現地調査については、地区担当農業委員が現地状況等を確認した。</p>			しない	